

重要事項説明書（指定介護予防短期入所生活介護）

【令和6年8月版】

指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「サービス」という。）提供開始にあたり、指定介護予防短期入所生活介護事業を行う特別養護老人ホームプルミエ岡山（以下「事業所」という。）が契約者（以下「利用者」という。）に説明するサービス内容及び重要事項は次のとおりです。

1. 事業所の名称及び所在地等

介護保険事業者番号	3370102232（岡山市指令事指第1535号）
法人種別	社会福祉法人 健寿会
事業所の名称	特別養護老人ホームプルミエ岡山
事業所の所在地	岡山市南区北浦100番地
管理者の氏名	光藤 純子
電話番号	086-267-2323
ファクシミリ番号	086-267-2488

2. 利用施設及び利用定員

施設の名称	特別養護老人ホームプルミエ岡山
施設の所在地	岡山市南区北浦100番地
利用定員	指定介護予防短期入所生活介護利用定員20名

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	社会福祉法人健寿会が設置経営する特別養護老人ホームプルミエ岡山が行う指定介護予防短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員等の従業者が利用者の心身機能の維持回復を図るため、要支援状態にある者に対して適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。
運営の方針	事業所は、利用者が要支援状態等になった場合、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4. 事業所の概要

特別養護老人ホームプルミエ岡山

敷 地		3, 5 1 8. 0 8 m ²
建 物	構 造	鉄筋 R C 7 階建の 2・3 階部分
	延床面積	2, 5 9 5. 6 m ²
指定介護予防短期入所生活介護利用定員		2 0 名

(1) 居 室

居室の種類	室 数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	4	6 0. 0 m ²	1 5. 0 m ²
2人部屋	2 1	4 6 6. 1 m ²	1 1. 0 ~ 1 1. 1 m ²
4人部屋	6	2 5 2. 0 m ²	9. 7 ~ 1 0. 8 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積
食堂・(機能訓練室)	2・(1)	2 5 1. 1 m ²
一般浴室	1	2 4. 6 m ²
機械浴室	特殊浴槽 1台	2 4. 7 m ²
医務室	1	2 2. 1 m ²
静養室	2	2 4. 8 m ²
洗面所・便 所	各室付、ウォームレット(ホット便座)付	

5. 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	基準員数	員 数	職 務 内 容
管理者	1	常 勤 1名	事業所の統括
医師	健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	非常勤 2名	利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導
生活相談員	1 以上	常 勤 1名	利用者の生活指導、面接、身上調査並びに利用者や家族等の処遇上の相談業務
介護職員	17 以上 入所者の前年度 平均値による	常 勤 2 1名 非常勤 6名	自立支援及び日常生活充実のための、個々の心身状態把握及び個々に応じた適切な技術の提供
看護職員	3 以上	常 勤 3名 非常勤 3名	利用者の心身状態把握及び、健康状態の維持、管理
機能訓練指導員	1 以上	常勤 1名	機能訓練個別計画の作成、理学・作業療法の実践並びに介護者への指導、レクリエーションの計画、実践
介護支援専門員	1 以上	常勤 1名	施設サービス計画に関する業務
栄養士 (管理栄養士)	1 以上	常勤 1名	献立作成、栄養量計算及び給食記録、栄養の評価、嗜好調査等の実施、給食会議の主催、調理員の指導
調理員 (栄養士他)	実情に応じた 適当数	外部委託	給食業務
事務職員	実情に応じた 適当数	常勤 1名 非常勤 2名	庶務及び会計事務に関する業務
宿直	夜勤者とは 別に配置	非常勤 4名	宿直業務

※職員の員数については母体施設の職員との合計数。

6. サービスの内容及び利用料等

(1) サービスの概要

サ ー ビ ス の 内 容	
食事	食事時間 朝 食 8 時～ 9 時まで 昼 食 1 2 時～ 1 3 時まで 夕 食 1 8 時～ 1 9 時まで 食事場所 2 F、3 F 食堂ホール（離床しての食事を基本としています。） 身体状況によって食事形態は異なります。献立表は、1 週間前までに掲示します。医師、管理栄養士等が共同して、入所者ごとに栄養状態を把握し、摂取・嚥下機能に配慮しています。
排せつ	9 時、1 3 時(指)、1 5 時半、2 1 時、0 時(指)、3 時(指)、の定時交換、随時交換及びトイレ誘導等の介助を行います。 ※(指)・・・指定者のみ
入浴・清拭	入浴日 月 ～ 土 入浴時間 9 時半～ 1 1 時 （午前浴…一般浴） 1 3 時半～ 1 5 時半（午後浴…機械浴） 体調不良等の場合、清拭を行います。
離床	寝たきり防止のために、離床時に介助を行います。
着替え	毎朝夕の着替えの介助を行います。
整容	身の回りの介助を行います。
シーツ交換	シーツ交換は週 1 回行います。
寝具の消毒	寝具の消毒は必要時行います。
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。
機能訓練	心身の状況を踏まえ、必要に応じて身体状況に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。
健康管理	健康の状況に注意し、健康保持のために適切な措置をとっています。緊急時等には速やかに協力医療機関にて対応します。
相談及び援助	心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行います
その他のサービス	レクリエーション、毎月の行事、地域交流、各種倶楽部等を行っています。その際には、家族等と連携を図るように努めています。

(2) 事業所の利用料／介護予防短期入所生活介護費

2024年4月1日以降の介護予防短期入所生活介護利用の方は、介護度に応じて下記のとおりです。(介護報酬単位数単価：7級地／10.17円)

介護度	居室	単位	日額自己負担額概算 (10%)
要支援1	多床室	451	458円
要支援2	多床室	561	570円

※概算ですので実際のご利用請求額と異なる事があります。

※各加算算定分は含まれておりません。

※利用金については、別紙利用料概算を参照してください。

※平成30年8月以降、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合
(1割／10%、2割／20%又は3割／30%)により自己負担額が変更されます。

(3) 介護給付サービス加算

一 介護職員等処遇改善加算

「介護職員等処遇改善加算Ⅰ」(所定単位数に加算率14%を乗じた単位数で算定)

※別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し指定介護予防短期入所生活介護を行った場合。

二 介護従事者の専門性等のキャリアに着目した評価

「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)」……(1日22単位、22円)

※介護福祉士が80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されサービスの質の向上に資する取組を実施している場合

三 機能訓練指導体制に対する評価(常勤専従の機能訓練指導員を配置した場合)

「機能訓練指導体制加算」……(1日12単位、12円)

※理学療法士等を配置し、機能訓練を行った場合。

(4) その他の介護給付サービス加算

一 送迎に対する評価

「送迎加算」……(片道184単位、187円)

※利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められ、その居宅と事業所との間の送迎を行う場合。

二 療養食に対する評価(医師の食事せんに基づき療養食を提供した場合)

「療養食加算」……(1回8単位、8円)

※1食を1回とし、1日3食(3回)を限度とする。

※療養食[糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・脂質異常症食・痛風食及び特別な場合の検査食等]

7. 介護保険の給付対象とならないサービス

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費相当）

	1 日あたり	食費内訳			
		朝食	昼食	夕食	
食事の提供 に要する 費用（食 費）	1,445 円	1 食 300 円	1 食 645 円	1 食 500 円	
	基準 （第 4 段階）	介護保険負担限度額認定証に 記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
		1 日 1,445 円	1 日 300 円	1 日 600 円	1 日 1,000 円

※実費相当額の範囲内にて負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）の負担となります。（令和3年8月1日より）

※昼食には10時水分及び15時おやつが含まれています。

②居住に要する費用（居住費〔光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等）〕）

居住に要する費用（居住費）	基準 （第 4 段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階①・②
多床室	1 日 915 円	1 日 0 円	1 日 430 円	1 日 430 円

※事業所及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用の方には光熱水費相当額、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（1日あたり）の負担となります。

③その他

サービスの種別	内 容	自己負担額
理容・美容	理容・美容師が定期（予定）に来ます。	実費を負担していただきます。
喫茶等	毎月喫茶サービス（予定）を行います。	
立替払い	医療費及び利用者等からの依頼により購入する日常生活品の立替払いを行います。	
嗜好品の飲料（お茶以外の飲み物）	コーヒー、紅茶、ジュース等の希望された嗜好品を提供した場合	20 円／日
金銭管理（預かり金の出納管理）	利用する場合は別紙、契約書のとおりです。通帳、印鑑等の保管、立て替え払い等を行います。（※契約者のみ）	500 円（1ヶ月）

◇医療について

当事業所の医師による健康管理等につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては他の医療機関による往診や入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただくことになります。

◇利用料金等の通知

利用料金等の合計額の請求書兼領収書を、翌月初めに利用者及びその家族等に通知します。

◇お支払い方法

当事業所指定の金融機関（ゆうちょ銀行又は、おかやま信用金庫）にて引き落としをいたします。月末締め分を翌月２５日（金融機関休日は翌営業日）に引き落としますので、翌月２５日までに口座名義人通帳へご入金願います。

８．金銭等の管理体制※契約者のみ

財務管理委託契約の締結により、金銭等の管理サービスを利用いただけます。

管理する金銭の形態：事業所の指定する金融機関に預け入れている預金等

お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、被保険者証等、その他
適当とみとめたもの

保管管理者：施設長

出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、事務所にて届け出書を保管管理者へ提出していただきます。

保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

９．送迎の実施地域等

通常の送迎の実施地域は、岡山市（旧御津町・建部町・瀬戸町を除く）、玉野市の区域となっております。

日曜日の送迎は基本的には実施しておりません。

１０．サービスの利用に当たっての留意事項

面会・宿泊	面会時間 ９時～２０時 来苑者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。来苑者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ずその都度職員に行き先と帰苑日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。 飲酒はお断りいたします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、他の利用者の居室等に必要な時以外は立ち入らないようにしてください。
所持品・現金等の管理	別紙 ※該当者のみ
宗教活動・政治活動	事業所内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

1 1. 緊急時等における対応方法

サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又は、協力医療機関等へ連絡を行う等の必要な措置を講じます。但し、主治医等への連絡が困難な場合には、救急搬送等の措置を講じます。

1 2. 事故発生の防止及び発生時の対応

事故発生及び再発防止のための措置	1. 事故発生防止のための指針の整備を講じます。 2. 事故報告及びヒヤリハット報告を分析し改善策を周知徹底する体制の整備を講じます。 3. 事故発生防止のため安全対策担当者を選任し、委員会及び研修の開催等、適切に実施するために必要な措置を講じます。
事故発生時の対応	1. 迅速に事故処理を行います。 2. 事故が発生した場合には速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。 3. 事故が生じた場合にはその原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じます。 4. 賠償すべき事態となった場合には速やかに応じます。 5. 損害賠償責任保険に加入しています。

1 3. 非常災害対策

災害時の対応	別途定める「プルミエ岡山 消防計画」にのっとり対応します。
近隣との協力関係	岡山南消防署と防災協定を締結し、非常時の相互の協力を約束しています。
平常時の訓練	別途定める「プルミエ岡山 消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した消火訓練及び避難訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー 避難階段 自動火災報知器 誘導灯 ガス漏れ報知器 防火扉 屋内散水栓 非常通報装置 漏電火災報知器 非常用電源 カーテン、布団等は、防火性のあるものを使用しております。
消防計画等	岡山南消防署への届出日 2019年9月26日 防火管理者 間野哲史

14. 協力医療機関

(1) 配置医師

医療機関の名称	たなべ内科
院長名	田辺 潤
所在地	岡山県玉野市八浜町八浜 1 4 8 4 - 1
電話番号	0 8 6 3 - 5 1 - 3 6 0 0
診療科	内科
入院設備	なし
回診日	毎週木曜日 1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0

(2) その他の配置医師

医師名	木津 京子
診療科	内科
回診日	毎週木曜日 1 1 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0

(3)

医療機関の名称	セントラルシティ病院
院長名	木林 速雄
所在地	岡山県岡山市南区築港栄町 1 9 - 3 0
電話番号	0 8 6 - 2 6 4 - 3 1 1 1
診療科	外科、内科、小児科、消化器科、肛門科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科
入院設備	あり

(4)

医療機関の名称	岡山博愛会病院
院長名	中尾 一志
所在地	岡山県岡山市中区江崎 4 5 6 - 2
電話番号	0 8 6 - 2 7 4 - 8 1 0 1
診療科	内科、消化器内科、循環器内科、リウマチ科、腎臓内科、呼吸器内科、 リハビリテーション科、精神科 ※診療科以外に皮膚科、整形外科
入院設備	あり

15. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	吉田歯科医院
院長名	吉田 雅智
所在地	岡山市中区円山 1 0 2 3
電話番号	0 8 6 - 2 7 6 - 8 2 1 0
入院設備	なし

16. 身体的拘束等の禁止等

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

但し、緊急・やむを得ず身体的拘束を行う場合には、例外三原則(切迫性・非代替性・一時性)に則り、その態様及び時間、利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由等、必要な事項を記録し利用者及びその家族等に説明・同意を得た上で行う事があります。

17. 虐待防止等

利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため管理者を虐待の防止に関する責任者とし、虐待防止の啓発・普及のため研修を行い、虐待防止のために必要な措置を講じます。

サービス提供に当たり、職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

〔相談窓口〕

岡山市高齢者福祉課	岡山市北区鹿田町一丁目1-1
(岡山市保健福祉会館内)	電話:086-803-1230
岡山市南区南地域包括支援センター	岡山市南区福田690-1
(南ふれあいセンター内)	電話:086-261-7301
岡山市南区西地域包括支援センター	岡山市南区妹尾880-1
(西ふれあいセンター内)	電話:086-281-9681
岡山市東区地域包括支援センター	岡山市東区西大寺中二丁目16-33
(西大寺ふれあいセンター内)	電話:086-944-1866
岡山市中区地域包括支援センター	岡山市中区桑野715-2
(岡山ふれあいセンター内)	電話:086-944-1866
岡山市北区北地域包括支援センター	岡山市北区谷万成二丁目6-33
(北ふれあいセンター内)	電話:086-251-6523
岡山市北区北地域包括支援センター御津分室	岡山市北区御津金川1020番地
(岡山市北区役所御津支所内)	電話:086-251-6523
岡山市北区中央地域包括支援センター	岡山市北区鹿田町一丁目1-1
(岡山市保健福祉会館内)	電話:086-224-8755
玉野市社会福祉協議会地域包括支援センター	玉野市宇野1-8-8
	電話:0863-33-6600

18. 成年後見制度の活用支援

利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

- 相談、申立て手続きの窓口
(申立用紙なども置かれています。)
 - ◇岡山家庭裁判所
岡山市北区南方一丁目8-42
電話:086-222-6771
- その他の相談窓口
(法律の専門家の方が相談にのってくれます。事前に電話で確認して下さい。)
 - ◇財団法人リーガルエイド岡山 高齢者・障害者支援センター
岡山市北区南方一丁目8-29岡山弁護士会館内
電話:086-223-7899
 - ◇公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート岡山県支部
岡山市北区富田町二丁目9-8岡山県司法書士会館内
電話:086-226-0470
- 岡山市の相談窓口
(身寄りが無い等の理由で、申立人がいない場合は、市長が申し立てることもできます。また、市長申立てを行った方で、後見人等の報酬の負担が困難な方に対する助成制度があります。)
 - ◇岡山市役所の相談窓口
岡山市北区鹿田町一丁目1-1岡山市保健福祉会館内
福祉援護課・電話:086-803-1216 FAX086-235-3711
高齢者福祉課・電話:086-803-1231
保健管理課・電話:086-803-1251
お近くの各福祉事務所

19. 苦情等申立窓口

①当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設ご利用相談窓口までお気軽にご相談ください。また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

電話 : 086-267-2323

受付時間 : 午前9時～午後6時（年中無休）

担当者 : 岩崎・中島

第三者委員 : 岡崎 順哉（医療関係者）・・・岡山市北区今5-12-12

電話 : 090-4655-6334

常國 紘平（医療関係者）・・・岡山市南区新保1164-1

電話 : 090-2801-8234

②当事業所以外の相談・苦情窓口

岡山県国民健康保険団体連合会・・・岡山市北区桑田町17-5

（介護サービス苦情解決） Tel 086-223-8811

岡山市事業者指導課施設係・・・岡山市北区大供3-1-18 KSB会館4階

（介護サービス苦情解決） Tel 086-212-1014

Fax 086-221-3010

岡山県社会福祉協議会運営適正化委員会

（福祉サービスに係る苦情解決）・・・岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内

Tel 086-226-9400

玉野市長寿介護課・・・玉野市宇野1-27-1

（介護サービス苦情解決） Tel 0863-32-5534

Fax 0863-32-5526

③相談・苦情解決までの概要

サービスの種類	介護予防短期入所生活介護
施設名称	特別養護老人ホームプルミエ岡山
I 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口の設置 責任者：光藤 純子 担当者 岩崎 吉章、中島 大雄 連絡先：086-267-2323	
II 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 1. 利用者等から苦情の内容の確認 2. 責任者等に内容の報告 3. 部署職員等に内容の確認・調査 4. 責任者等に結果報告 5. 利用者等に処理内容の報告・話し合い 6. 必要な措置を講じ改善を行う 7. 責任者等に報告書提出	
III 事例が困難な場合、話し合いが不調の場合 1. 第三者委員に立会い、助言を求める 2. 事業者では解決困難な場合には岡山県国民健康保険団体連合会等に申し出をする	
IV その他参考事項 苦情処理に関して ・社会福祉法人健寿会、福祉サービスに関する苦情解決取扱要綱に基づく 記録整備に関して ・苦情の内容等の記録を整備し、その完結の日から5年間保存する 資質向上に関して ・職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける	